

# 関係人口 1,000 万人協働促進事業補助金募集要領

## 1 目的

この補助金は、県内のボランティア団体等が他の団体、自治振興会、企業等と協働し、それぞれの特色や強みを生かして県内の課題解決を図ること又は新たな発想で地域活性化を図ることにより、富山県の「関係人口 1,000 万人」の達成を目的とするものです。

## 2 補助の対象区分

補助対象事業は次に掲げるものとします。

- (1) 広域交流事業 県外の団体と県内の団体が協働で実施する事業
- (2) ワカモノ活動促進事業 若者グループを主体又は協働団体として実施する事業
- (3) 県民協働活躍事業 県内の団体同士が協働で実施する事業

## 3 補助対象事業

補助対象事業の要件は、次の表のとおりとします。

ただし、別に県の補助金の対象となる事業は除きます。

補助対象区分	共通の要件	事業別の要件
広域交流事業	<p>①富山県成長戦略又は八つの重点政策・八十八の具体策に位置づけられている施策（別紙1）に関連するもの</p> <p>②今後の活動の広がりや継続性が認められるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・県内のボランティア団体等が、富山県外に活動拠点を持ちかつ主な活動を富山県外で行う団体と、協働で事業を実施すること。または、県外のボランティア団体などが、富山県内に活動拠点を持ち、かつ、主な活動を富山県内で行う団体と、協働で事業を実施すること。</li><li>・富山県内に波及効果が認められること。</li></ul>
ワカモノ活動促進事業		<ul style="list-style-type: none"><li>・若者グループを主体又は協働団体として実施する事業であること。</li><li>・SDGsに寄与する取組み（別紙2）であること。</li></ul>
県民協働活躍事業		<ul style="list-style-type: none"><li>・複数市町村で事業を実施すること又は事業の対象者が一市町村に限定されないこと（事業の広報（ホームページによるものを除く）の範囲で判断）。</li><li>・富山県内に波及効果が認められること</li></ul>

#### 4 補助の対象団体

申請団体は次の表のすべての要件を満たすものとします。ただし、共通要件③、④、⑤について協働する団体にも適用します。

なお、本補助事業を広く活用いただくため、同一の団体が同一又は類似の内容で補助を受けることができるのは、2回までとします。また、代表者が同一人物の団体による類似の内容での複数申請はご遠慮ください。

補助対象区分	共通の要件	事業別の要件
広域交流事業	<p>①営利を目的としない団体</p> <p>②富山県内に活動拠点を持ち、県内で活動する団体。もしくは、富山県外に活動拠点を持ち、県外で活動する団体（広域交流事業のみ）</p> <p>③政治活動又は宗教活動を行うことを主たる目的としない団体 (例：NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体、公益法人等)</p> <p>④5名以上の構成員で組織されていること</p> <p>⑤定款、規約等を持ち、継続的な公益的活動を行うことができる団体</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>【申請団体が<u>県内の団体</u>】 協働する県外の団体は、富山県外に活動拠点を持ち、かつ、主な活動を富山県外で行う団体であること。</li><li>【申請団体が<u>県外の団体</u>】 協働する県内の団体は、富山県内に活動拠点を持ち、かつ、主な活動を富山県内で行う団体であること。</li></ul>
ワカモノ活動促進事業		<ul style="list-style-type: none"><li>若者グループの中心構成メンバーが概ね18歳から30歳程度であること。</li></ul>
県民協働活躍事業		<ul style="list-style-type: none"><li>一市町村に限られた特定地域の発展を主たる目的とする団体でないこと（この要件を満たさない場合、他の市町村で活動する団体との連携が必要）。</li></ul>

#### 5 補助率、補助限度額、補助対象経費等

補助率、補助限度額、採択件数及び補助対象経費は、次の表のとおりです。

補助対象経費が10万円未満の場合は、補助金交付の対象としません（ワカモノ活動促進事業は除く。）。

補助金の額は、次表に定める補助対象経費に補助率を乗じて得た額（以下「補助額」という。）と補助限度額とを比較していずれか少ない額になります。ただし、補助額と「寄附金その他の収入（他の補助金、参加費・受講費等の収入、物品等の販売収入を含む。）」の合計額が補助対象経費を超過する場合は、補助額からその超過分を差し引いた額を補助金の額とします。

申請団体	補助率	補助限度額	採択件数 (令和8年度)	補助対象経費
<b>①広域交流事業</b>				
NPO法人、 ボランティア団体、 市民活動団体	3分の2以内	300千円	2件程度	下記を除く、事業の遂行に必要な経費で、交付決定日以降に係るものを対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請団体及び協働団体構成員への謝金</li> <li>・申請団体及び協働団体構成員への賃金</li> <li>・団体等の日常の運営及び通年行事に関する経費</li> <li>・飲食に係る経費</li> <li>・その他補助することが適当でないと認める経費</li> </ul>
上記以外の 非営利団体	2分の1以内			
<b>②ワカモノ活動促進事業</b>				
NPO法人、 ボランティア団体、 市民活動団体、 その他非営利団体	定額	200千円	5件程度	
<b>③県民協働活躍事業</b>				
NPO法人、 ボランティア団体、 市民活動団体	3分の2以内	200千円	14件程度	
上記以外の 非営利団体	2分の1以内			

※補助金は公金です。支出済の経費であっても、内容が適切でないものについては、補助対象外となり、返還していただくことになります。

## 6 補助対象事業実施期間

補助対象期間は、補助が決定した日から、令和8年12月25日まで（上期募集の場合）又は令和9年3月12日まで（下期募集の場合）の間で設定してください（補助決定の通知は、上期が6月上旬頃、下期が9月上旬頃となる見込みです。）。事業の性質等の理由で上記締め切り日に間に合わない場合はその旨ご連絡ください。

## 7 事前相談

申請に当たり、相談窓口を県民生活課県民協働係に設けますので、内容確認等のため必ずご相談願います。

○相談期間　　**上期：令和8年3月16日（月）～令和8年4月17日（金）**  
**下期：令和8年6月29日（月）～令和8年7月24日（金）**

※上期の募集時点で予算額に達した場合、下期の募集は行いません。

## 8 募集期間

○受付期間　　**上期：令和8年3月16日（月）～令和8年4月20日（月）**  
**下期：令和8年6月29日（月）～令和8年7月27日（月）**

※上期の募集時点で予算額に達した場合、下期の募集は行いません。

## 9 申請方法

次の書類を募集期間内に、郵送又はメールにて提出してください。なお、郵送の場合、①については、同時にメールでもご提出ください。また、提出された書類はお返ししません。

### ○申請書類

①交付申請書（様式第1号）

②参考資料（申請団体及び協働団体の会報等、活動内容が分かるもの）

③申請団体の構成員名簿及び規約等

④協働団体の構成員名簿及び規約等

※様式第1号は県民生活課のホームページに掲載しています。

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県生活環境文化部 県民生活課 県民協働係

TEL：076-444-9012 FAX：076-444-3477

アドレス：akenminseikatsu@pref.toyama.lg.jp

## 10 選考方法

- ・学識経験者等から構成する検討会が、申請内容について協議し、その結果を受けて県が決定します（上期：5月下旬、下期：8月下旬に検討会の開催を予定。応募者によるプレゼンテーションも実施）。
- ・プレゼンテーションの開催日は決まり次第個別に通知します。参加は任意です。
- ・プレゼンテーションは1団体あたり15分以内（質疑応答含む）で行います。プロジェクター及びホワイトボードを使用できます。
- ・選考結果は個別に通知します。
- ・事業の実施にあたり、条件を付ける場合があります。

## 11 補助対象事業実施時の留意点

- ・事業実施状況が分かるよう写真を撮影し、実績報告書に添付してください。
- ・実績報告書の提出前に事業実施状況を確認することができます。
- ・事業の実績資料等を県のホームページに掲載し、その事業を広くPRさせていただこうことがあります。
- ・事業実施に係るすべての支出証拠書類（領収書等）を保管してください。
- ・補助金の支払いは原則、事業完了後となります。
- ・やむを得ない事情等により事業を中止する場合には、必ず事前に県民生活課にご相談ください。その場合、変更申請書の提出が必要となります。

## 12 実績報告

補助対象事業が終了してから14日以内又は令和8年12月25日まで(上期募集の場合)又は令和9年3月12日まで(下期募集の場合)のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）及び必要添付書類（事業実施状況が分かる写真、支出証拠書類の写し等）を郵送又はメールにて提出してください。なお、郵送の場合、①については、同時にメールでもご提出ください。